

第9号議案 平成30年度長崎市一般会計予算

<目次>

(歳出)	ページ
【2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費】	
1 入札・契約制度適正化推進費 . . . . .	1～5
【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】	
2 公共施設マネジメント推進費 . . . . .	6～8
3 市有財産解体費 . . . . .	9～15
4 【単独】庁舎等施設整備事業費 . . . . .	16～21
(歳入)	
1 市税の推移 . . . . .	22～26

第一卷第一期 中華民國二十九年五月

(本頁)

(出版)

【本報專訊】五月一日，...

【本報專訊】五月二日，...

【本報專訊】五月三日，...

【本報專訊】五月四日，...

【本報專訊】五月五日，...

【本報專訊】五月六日，...

(本頁)

【本報專訊】五月七日，...



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
108～ 111	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	8-1	入札・契約制度適正化 推進費	千円 30,256

### 1 概 要

入札・契約事務の透明性、公正性及び競争性を高め、良質な社会資本の形成を図り、入札・契約制度の適正化を推進しようとするもの。

### 2 事業内容

本市発注の建設工事等に係る入札及び契約事務を行うために必要な電子調達システムの保守管理及び改修を行うとともに、入札監視委員会の開催などにより、入札・契約事務の適正化を図る。

#### [経費内訳]

(1)電子調達システム運用経費	26,915千円
システム保守管理費、機器賃貸借料及び通信費	
(2)電子調達システム改修経費	2,717千円
(3)入札監視委員会開催経費	205千円
(4)優秀工事表彰に係る経費	171千円
(5)その他	248千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
30,256	—	—	—	8,991	21,265

※上下水道局負担金



## 平成 30 年度からの入札制度見直しの概要（平成 29 年 11 月補正）

### 1 行政サテライト機能再編成に伴う地区別発注の見直し

現在、市内を 2 地域（北西・南東）に区分して行っている制限付一般競争入札（2,000 万円未満）及び合併した旧町地区で行っている指名競争入札（1,000 万円以下）について、平成 29 年 10 月の行政サテライト機能再編成の実施を踏まえて、緊急時の対応が円滑に行えるよう地域に精通した建設業者の育成を図るため、新たに設置した総合事務所の区域ごとでの入札へ見直す。

- |        |  |
|--------|--|
| ア 対象金額 | 予定価格 5000 万円以下   |
| イ 発注方法 | 工種ごとに発注基準（ランク）に応じて発注   |
| ウ 区域区分 | 総合事務所の区域（別紙 1）<br>ただし、中央総合事務所は業者数・発注件数とも多いため、さらに北西部（地域整備 1 課）と南東部（地域整備 2 課）の区域に分ける。                  |
| エ 発注件数 | 地区間の公平性を確保するため、発注率（地区別の 1 業者当りの発注件数）が一番低い地区に合わせて発注件数を割り出し発注数を決定。<br>それ以外は全市発注<br>※発注率＝地区別発注件数／地区別業者数 |

### 2 最低制限価格率の設定方法の見直し

現在、最低制限価格については、入札参加者の入札額の合計額を基に算出した額と、最低制限価格率（建設工事：89%～91%）の範囲内の入札最高額の低い方で決定しているが、最低制限価格率の範囲内での入札者が 1 者でもいれば、最低制限価格率の上限と予定価格の範囲内に入札者がいても落札することができないため、最低制限価格率の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて設定する方法に見直す。（別紙 2）



### 3 1億5千万円以上の工事案件の落札制限の見直し

受注の偏りを防ぎ、幅広い業者への受注機会を確保することを目的として、高額案件については工種を問わず金額のみで一律に落札制限を設けているが、技術者が異なる土木系と建築系の工種を考慮した落札制限に見直す。

#### ○現状

条 件	制 限	期間（落札後）
1億5千万円以上の工事を落札した場合	1億5千万円以上の工事への参加を制限	5か月※
	全ての工事への参加を制限	1か月



#### ○見直し後

条 件	制 限	期間（落札後）
1億5千万円以上の工事を落札した場合	同一系工種において、1億5千万円以上の工事への参加を制限	5か月※
	全ての工事への参加を制限	1か月

※共同企業体（JV）の場合、按分額が1.5億円未満の場合3か月

### 4 特定建設工事共同企業体（JV）の発注基準の見直し

大規模で難易度の高い建設工事の確実で円滑な施工を図るために設けている発注基準を過去の実績等を踏まえて見直す。

#### ○現状

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	1.5億円～5億円	3億円～7億円
3者	5億円以上	7億円以上



#### ○見直し後

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	3億円以上6億円未満	4億円以上8億円未満
3者	6億円以上	8億円以上



# 別紙 1

## 制限付一般競争入札の地区割り

1. 地区割りについては総合事務所単位とし、中央は地域整備1課（北西部）と地域整備2課（南東部）の区分とする。
2. 公平性を保つために、工種別の発注率（発注件数／業者数）が一番低い地区に併せて、業者数に応じた発注目標を立て、発注する。
3. 地区別発注以外は全体で発注する。
4. 地区別発注で業者数が少なく競争性が確保できない場合は、隣接する区域まで広げて発注する。





## 別紙 2

### 最低制限価格の設定方法

#### ○現行

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
91%	A
	最低制限価格① 最低制限価格② B ←落札
89%	C
	D
	E

#### 【現在の設定方法】

最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、最低制限価格①と最低制限価格②を比較し、低いほうが最低制限価格。

#### 【最低制限価格①】

下限価格から予定価格までの範囲内での有効な入札の合計額を201で割り、さらにその余りを100で割った数値を最低制限価格率の下限に加えて変動率を決定し、予定価格を乗じて最低制限価格を算出。

#### 【最低制限価格②】

最低制限価格率の範囲内で一番高い入札額

← ①入札額より算出した変動式の最低制限価格

← ②最低制限価格率内での最高額入札額

①、②のどちらか低い方が最低制限価格

このケースの場合は、②が最低制限価格となり、Bの業者が落札する。Aの業者が落札することはない。

#### ○見直し後

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
91%	A ←落札
	最低制限価格
89%	B
	C
	D
	E

#### 【見直し後の設定方法】

予定価格の最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて、最低制限価格を設定。

← ランダム係数を用いて設定した最低制限価格

このケースの場合は、Aの業者が落札する。

※入札が不調となった場合は、再度入札を行う。



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
118～ 119	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-1	公共施設マネジ メント推進費	千円 3,197

## 1 概 要

人口減少、少子高齢化が進む中、これからも暮らしやすいまちを維持するため、また、未来の子どもたちにできるだけ負担をかけずに引き継ぐことができる公共施設へと見直すため、「公共施設マネジメント」に取り組んでいる。

この公共施設マネジメントの実施計画として、地区ごとに施設の再配置や複合化などを示す「地区別計画」の策定に取り組むこととしており、平成30年度は4地区の策定を行う。策定にあたっては、公共施設のあり方や使い方について市民と行政がともに考える場として地域住民との「市民対話」を実施し、対話の状況や内容などを地域限定のかわら版で随時周知していく。

また、公共施設マネジメントに関する理解を深めるため、職員への研修を実施する。

## 2 事業内容

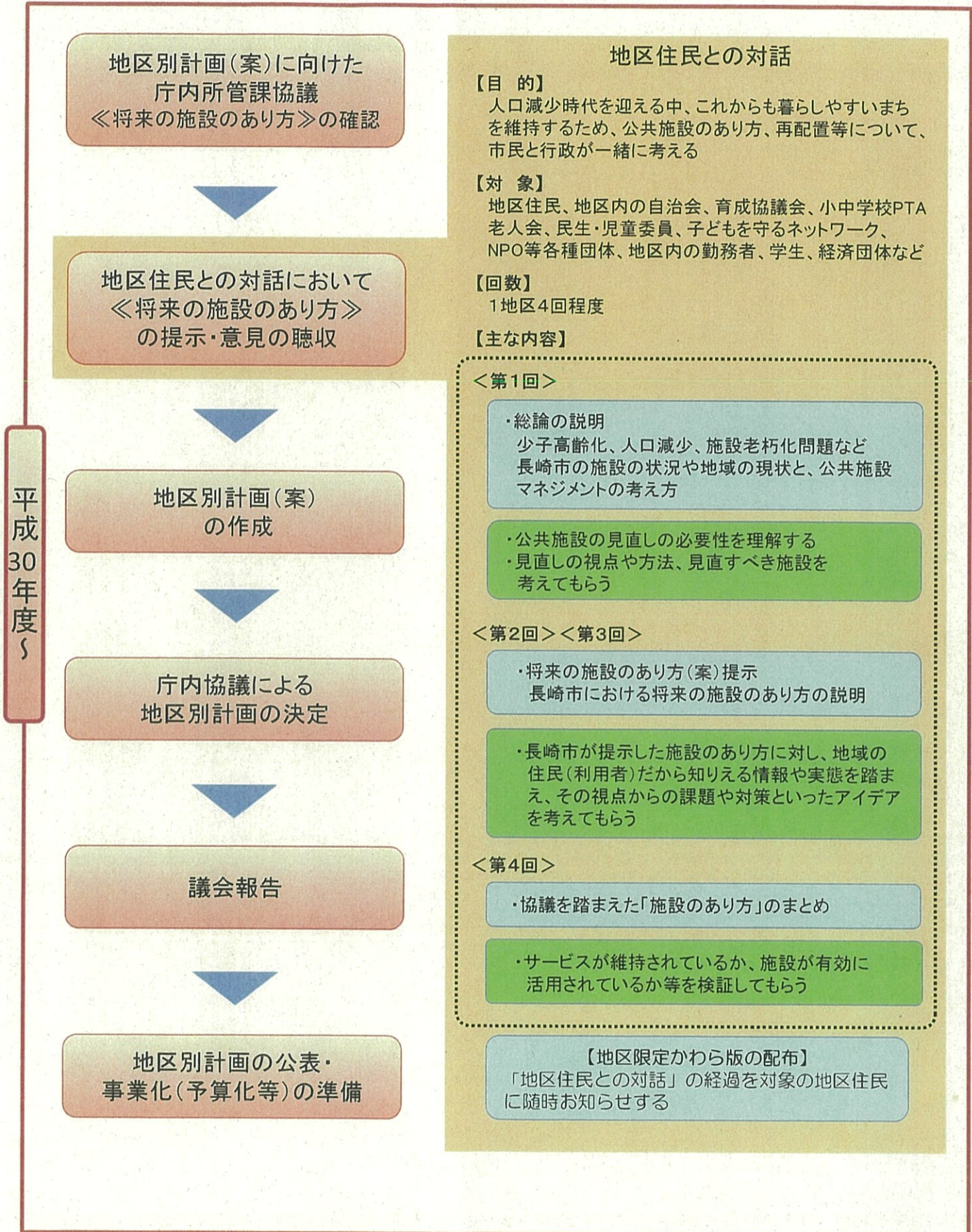
- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| (1) 地区別計画策定費                 | 2,015千円 |
| ア 地区別計画策定にかかる地域住民との「市民対話」の開催 |         |
| イ 「市民対話」の状況などを伝えるかわら版の作成、配布  |         |
| (2) 公共施設マネジメントの研修費           | 200千円   |
| ア 職員向け研修（所属長向け及び施設管理担当職員等向け） |         |
| (3) その他事務費                   | 982千円   |

## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 3,197	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,197



4 地区別計画策定までの流れ



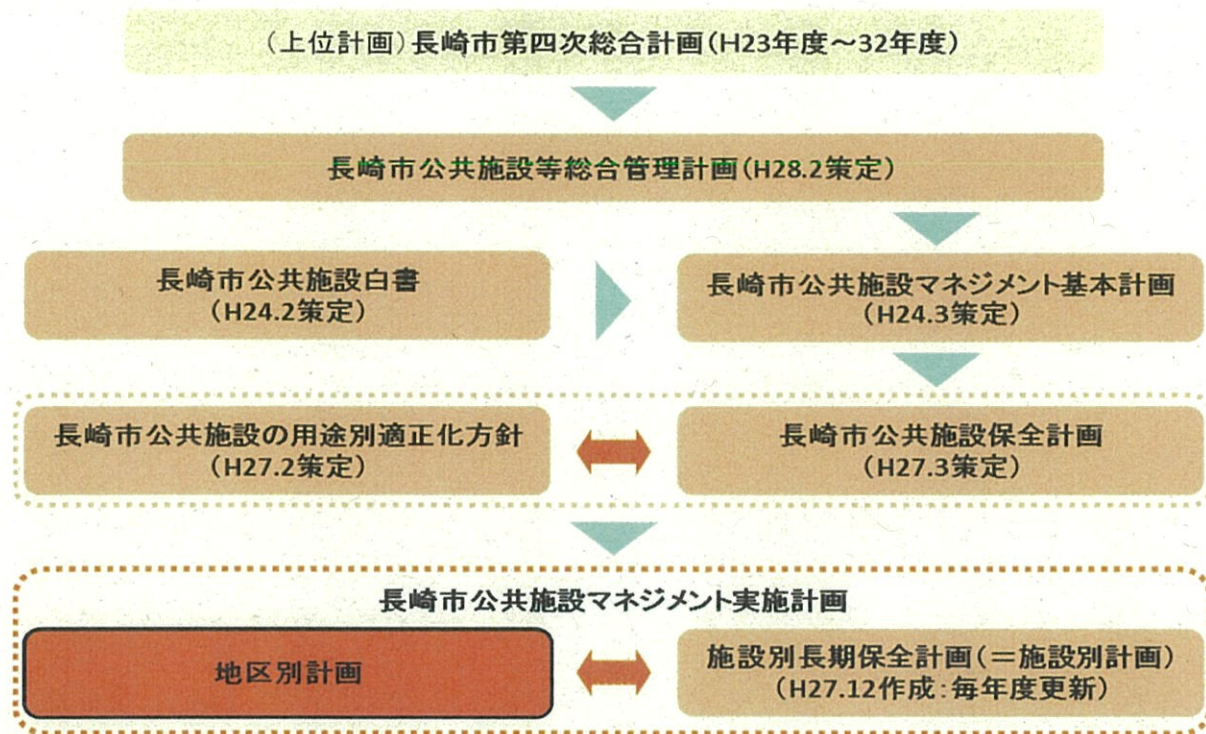


# 長崎市公共施設マネジメント地区別計画の概要

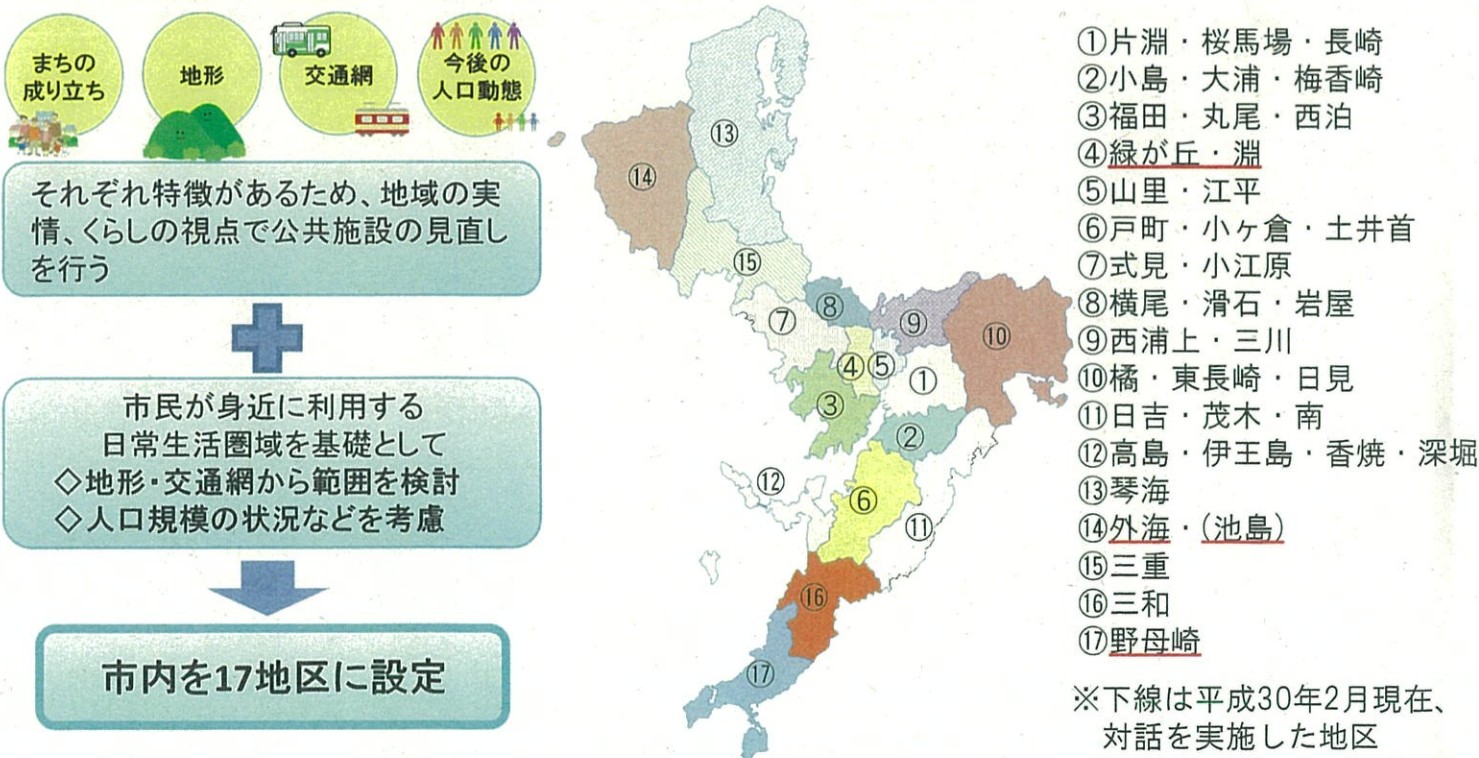
## 1 地区別計画とは

地区別計画とは、将来の市民の生活を維持するための、公共施設マネジメントの実施計画として、地区ごとの課題に応じて中長期的な視点での公共施設の適正配置と効率的な管理運営を行うため、地区ごとに具体的な施設の集約化や複合化などの適正配置について定めるもの。

## 2 地区別計画の位置づけ



## 3 地区分けの考え方



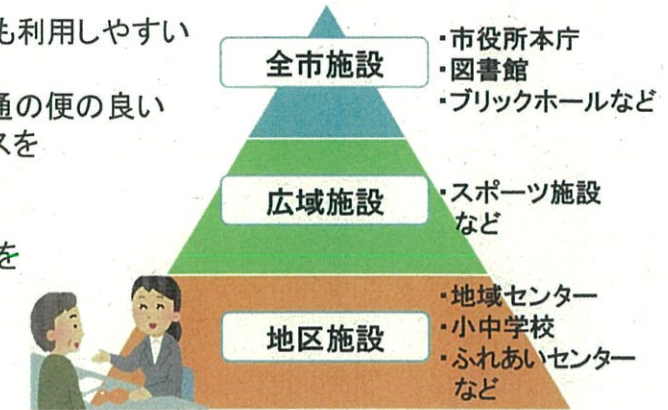
## 4 対象施設

地区別計画の検討対象とする施設は、市が保有する財産のうち行政財産を中心とし、主要な普通財産(貸付施設や未利用施設など)を含めて検討を行います。

長崎市には多くの施設がありますが、施設を利用する対象者で、大きく3つに分けられます。

なお、5の市民対話では、地域に必要な機能(行政サービス)の確保を第一に、身近な地区施設を中心に、施設のあり方、使い方を考えます。

- 全市施設・・・市民全体を対象とする施設で、市内どこからでも利用しやすい場所でサービスを提供する施設。
- 広域施設・・・全市施設と地区施設の間で、各地区から交通の便の良いところなどで、複数の地区のみなさんにサービスを提供する施設。
- 地区施設・・・地域の住民のみなさんを対象とする施設で、身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供する施設。



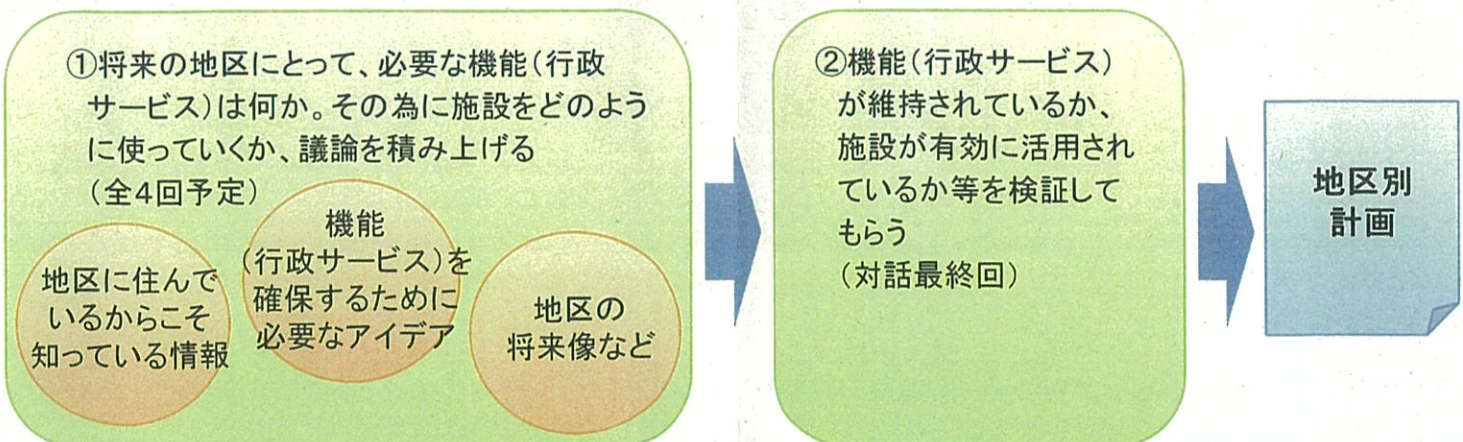
## 5 市民対話の実施

- 人口が減少し少子高齢化が進んでも、暮らしやすいまちであり続けるため、公共施設のあり方・使い方について、地域住民と行政と一緒に考える場として、「市民対話」を実施。
- 地域に必要な機能(行政サービス)の確保を第一に、地域の賑わいや活力あるまちづくりにつながる施設の集約化、多世代交流の促進を生み出す複合化・多機能化など、公共施設の見直しについて様々な意見を出してもらい、それを参考としながら、地区別計画の策定につなげる。

### <対話の目的>

- ①課題の共有 人口減少、少子高齢化、税収の減少など、将来の長崎市における課題を共有し、公共施設マネジメントの必要性について、住民の理解を深める。
- ②地区の施設と一緒に考える 将来において、その地区に最も適した行政サービスが提供できるよう、公共施設の賢い使い方を踏まえた再編・再配置について、住民と行政と一緒に考える。
- ③地区別計画への反映 対話で出された提案や意見について、参考となるものは地区別計画へ反映させる。

### <対話の方法から地区別計画策定の流れ>





予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
118～ 119	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-9	市有財産解体費	千円 92,800

### 1 概 要

旧地区公民館、旧職員住宅及び旧教員住宅について、建物の老朽化のため解体撤去するもの。

### 2 事業内容

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 旧野母地区公民館解体工事    | 50,000千円 |
| (2) 旧野母崎樺島地区公民館解体工事 | 33,300千円 |
| (3) 旧田ノ浦職員住宅解体工事    | 2,700千円  |
| (4) 旧神浦向町職員住宅解体工事   | 1,900千円  |
| (5) 旧三和教員住宅解体工事     | 4,400千円  |
| (6) 事務費             | 500千円    |

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 92,800	千円 -	千円 -	千円 83,500	千円 -	千円 9,300

※公共施設等適正管理推進事業債 充当率90%

### 4 施設の概要

- |         |               |
|---------|---------------|
| (1) 名 称 | 旧野母地区公民館      |
| 所在地     | 長崎市野母町3513番1  |
| 建物構造等   | 鉄筋コンクリート造3階建  |
| 延床面積    | 1,210.93㎡     |
| 建築年月    | 昭和52年建築(築40年) |
| (2) 名 称 | 旧野母崎樺島地区公民館   |
| 所在地     | 長崎市野母崎樺島町307番 |
| 建物構造等   | 鉄筋コンクリート造3階建  |
| 延床面積    | 624.32㎡       |
| 建築年月    | 昭和48年建築(築44年) |



- (3) 名 称 旧田ノ浦職員住宅  
 所在地 長崎市香焼町520番9  
 建物構造等 軽量鉄骨造2階建  
 延床面積 69.16㎡  
 建築年月 昭和39年建築(築53年)
- (4) 名 称 旧神浦向町職員住宅  
 所在地 長崎市神浦向町103番1  
 建物構造等 木造1階建  
 延床面積 66㎡  
 建築年月 昭和45年建築(築47年)
- (5) 名 称 旧三和教員住宅  
 所在地 長崎市宮崎町125番11  
 建物構造等 コンクリートブロック造1階建  
 延床面積 124㎡  
 建築年月 昭和44年建築(築48年)



(1) 旧野母地区公民館

位置図



現況写真





(2) 旧野母崎樺島地区公民館

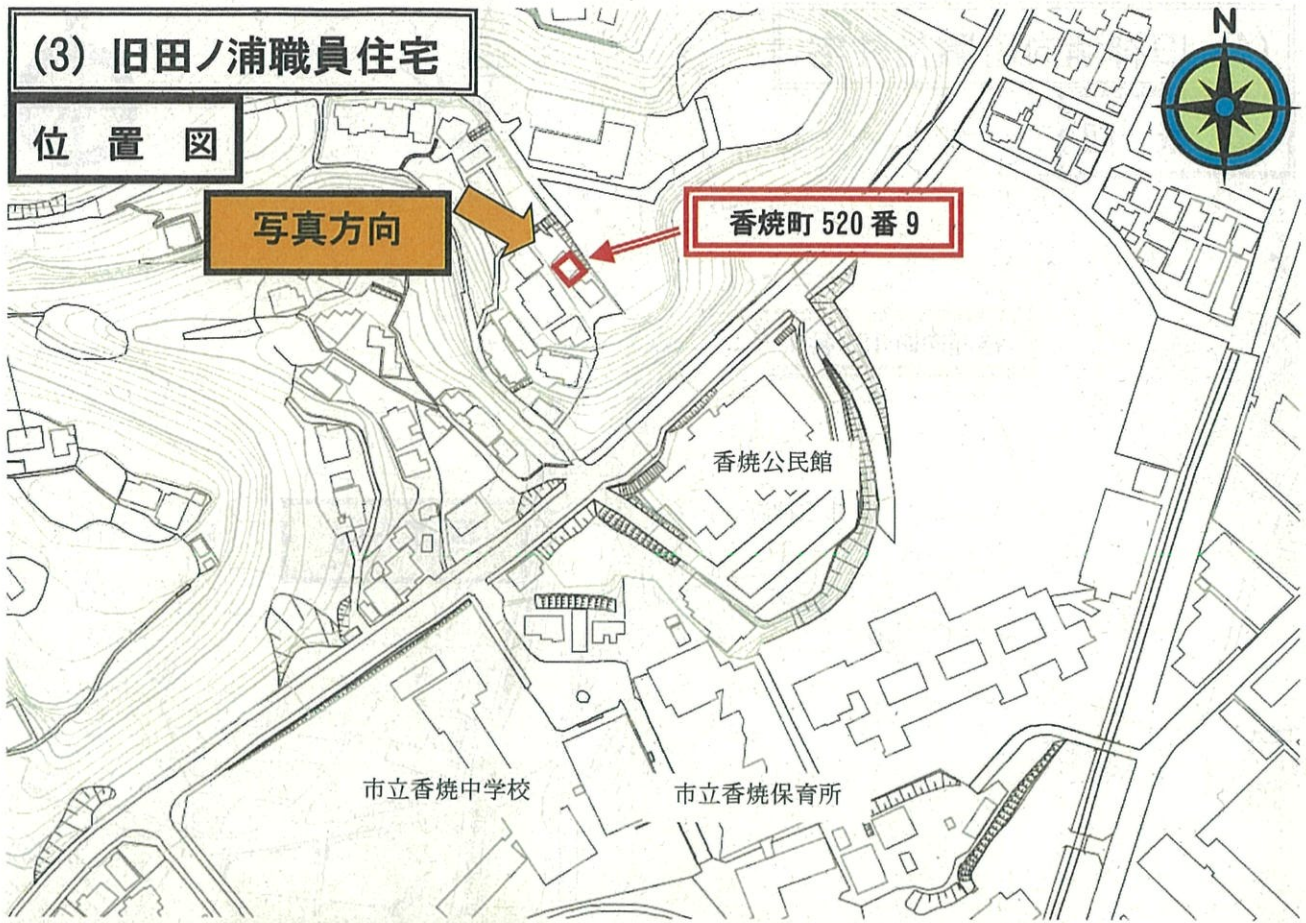
位置図



現況写真









(4) 旧神浦向町職員住宅

位置図



現況写真





(5) 旧三和教員住宅

位置図



現況写真





予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
118～ 119	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	4-1	【単独】庁舎等施設整備事業費 施設改修ほか	千円 72,100

### 1 概 要

庁舎等のうち、老朽化の進んでいる施設について、機能の保全と利用者の安全確保のため改修を行う。また、尾崎地区集会所は、東工場の操業延長に伴う地域環境整備の一環として改修を行う。

### 2 事業内容

(1) 南総合事務所3階等空調機改修工事	40,250千円
(2) 式見合同庁舎屋上防水改修工事	11,000千円
(3) 伊王島地域センター電気設備改修工事	7,500千円
(4) 旧南幼稚園外壁・屋上防水改修工事	11,700千円
(5) 尾崎地区集会所トイレ改修工事	1,600千円
(6) 事務費	50千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	交付金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
72,100	—	—	64,500	—	7,600

※合併特例事業債 充当率95%

一般単独事業債 充当率75%



#### 4 施設の概要

- (1) 名 称 南総合事務所 3階等空調機改修工事  
所 在 地 長崎市布巻町 111-1  
建 物 構 造 等 鉄筋コンクリート造地上5階 平成6年7月建築  
延 床 面 積 5,790.50㎡  
改 修 概 要 南総合事務所 3階及び4階一部の空調機改修

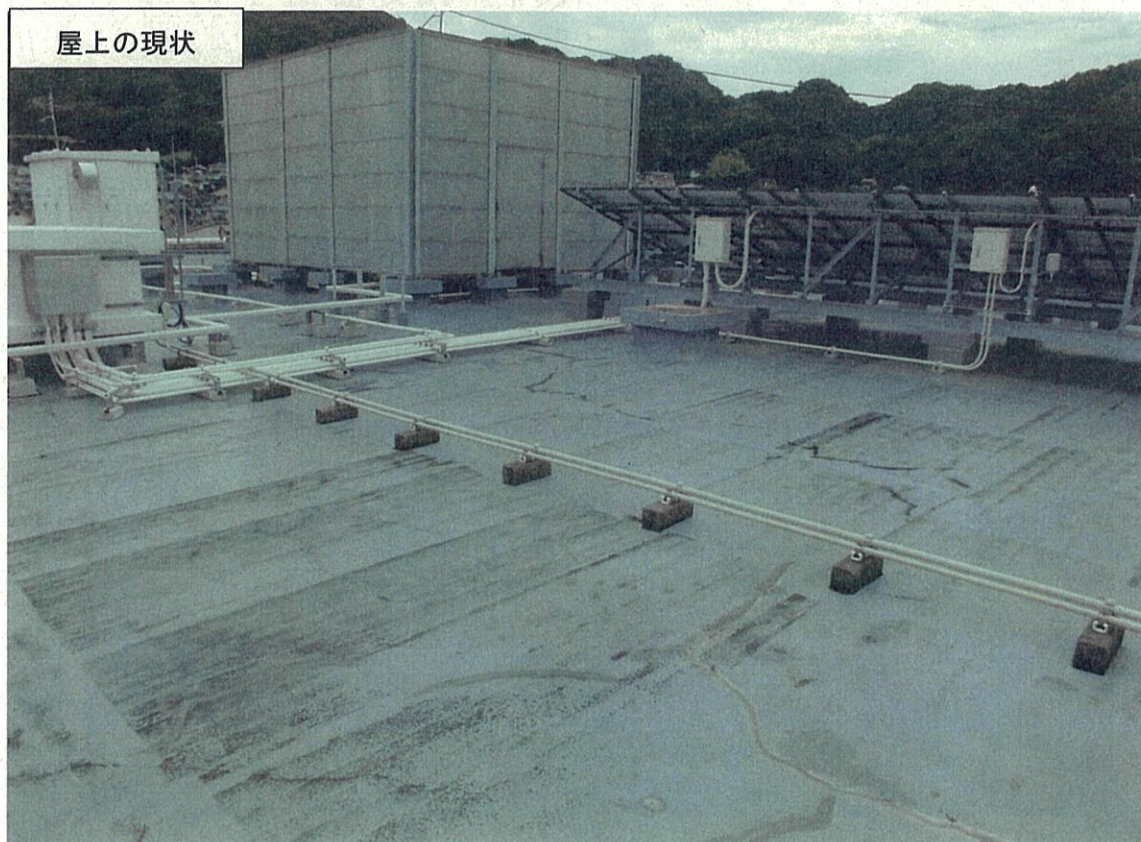
位置図及び写真





(2) 名 称 式見合同庁舎屋上防水改修工事  
所在地 長崎市式見町 357  
建物構造等 鉄筋コンクリート造地上 2 階 昭和 58 年 3 月建築  
延床面積 385.22 m<sup>2</sup>  
改修概要 式見合同庁舎屋上の全面改修

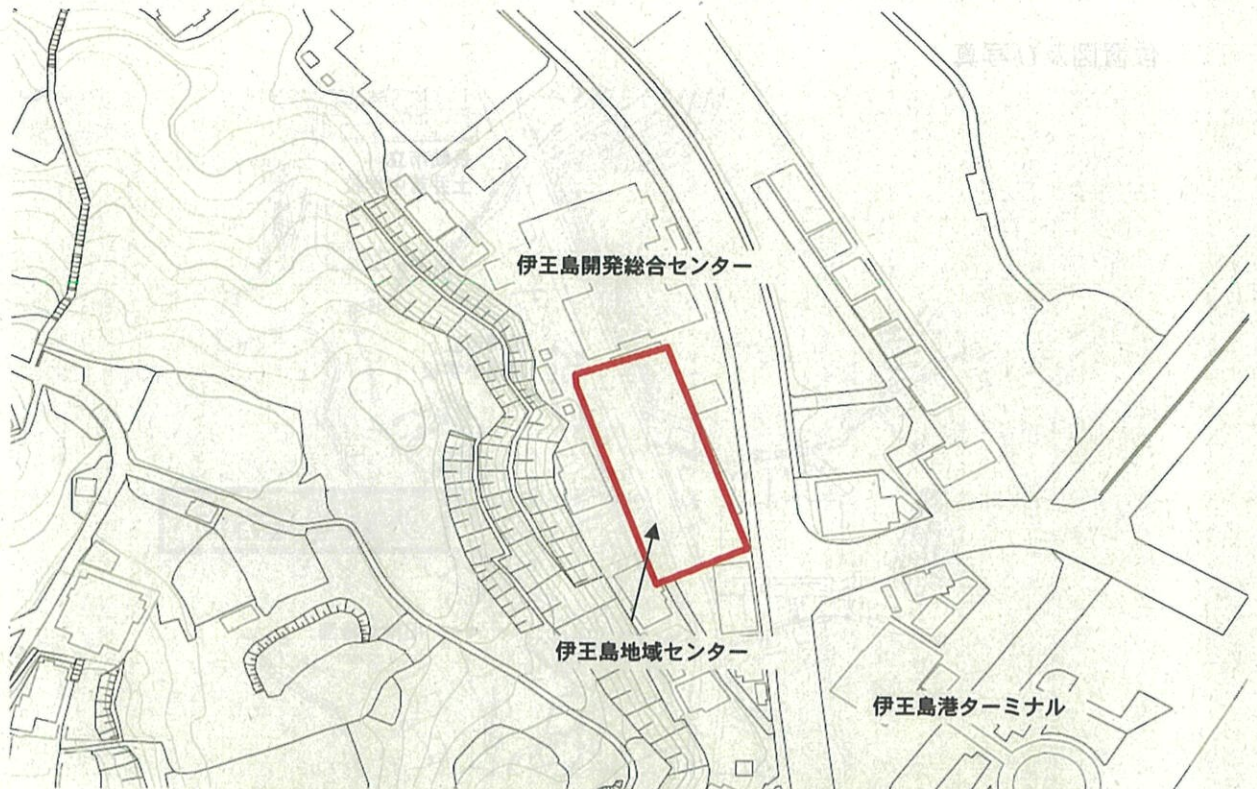
位置図及び写真





(3) 名 称 伊王島地域センター電気設備改修工事  
所 在 地 長崎県長崎市伊王島町1丁目3271  
建物構造等 鉄筋コンクリート造地上2階 昭和56年4月建築  
延床面積 1,566.87㎡  
改修概要 経年劣化したキュービクル等電気設備の改修

位置図及び写真





- (4) 名称 旧南幼稚園外壁・屋上防水改修工事
- 所在地 長崎市竿浦町 913 番地
- 建物構造等 鉄筋コンクリート造地上 2 階 昭和 54 年 3 月建築
- 延床面積 681.05 m<sup>2</sup> (うち財産活用課分 199.45 m<sup>2</sup>)  
 (参考:こどもみらい課 347.86 m<sup>2</sup>、子育て支援課 133.74 m<sup>2</sup>)
- 改修概要 老朽化による外壁モルタル塗の亀裂及び浮き、屋上の排水溝等の劣化改修

位置図及び写真





- (5) 名称 尾崎地区集会所トイレ改修工事  
所在地 長崎市戸石町 814 番地 2  
建物構造等 木造平家建 平成 14 年度建築  
延床面積 126.36 m<sup>2</sup>  
改修概要 トイレの和便器 3 台(女子 2 台、男子 1 台)を洋便器に改修

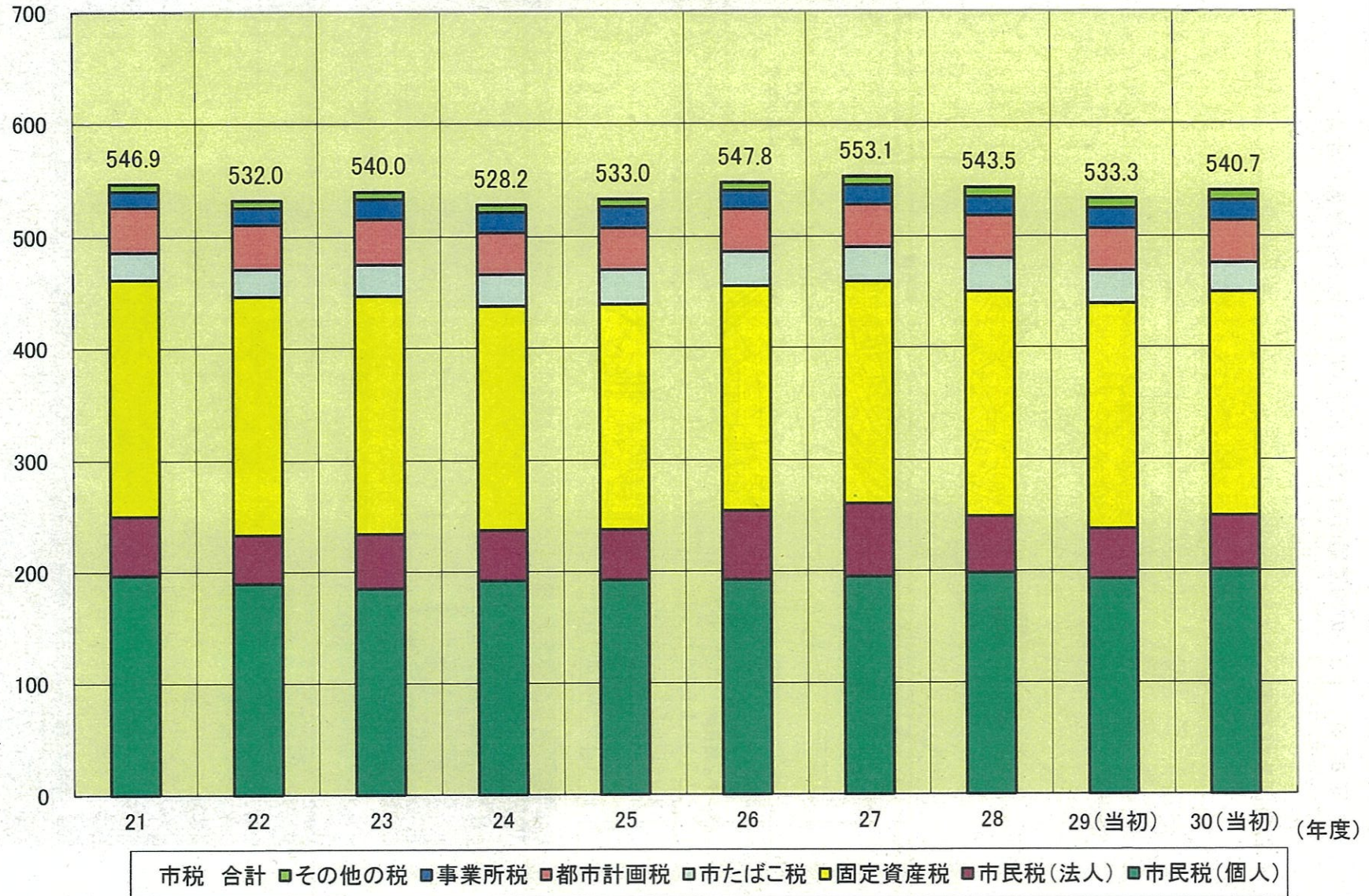
位置図及び写真



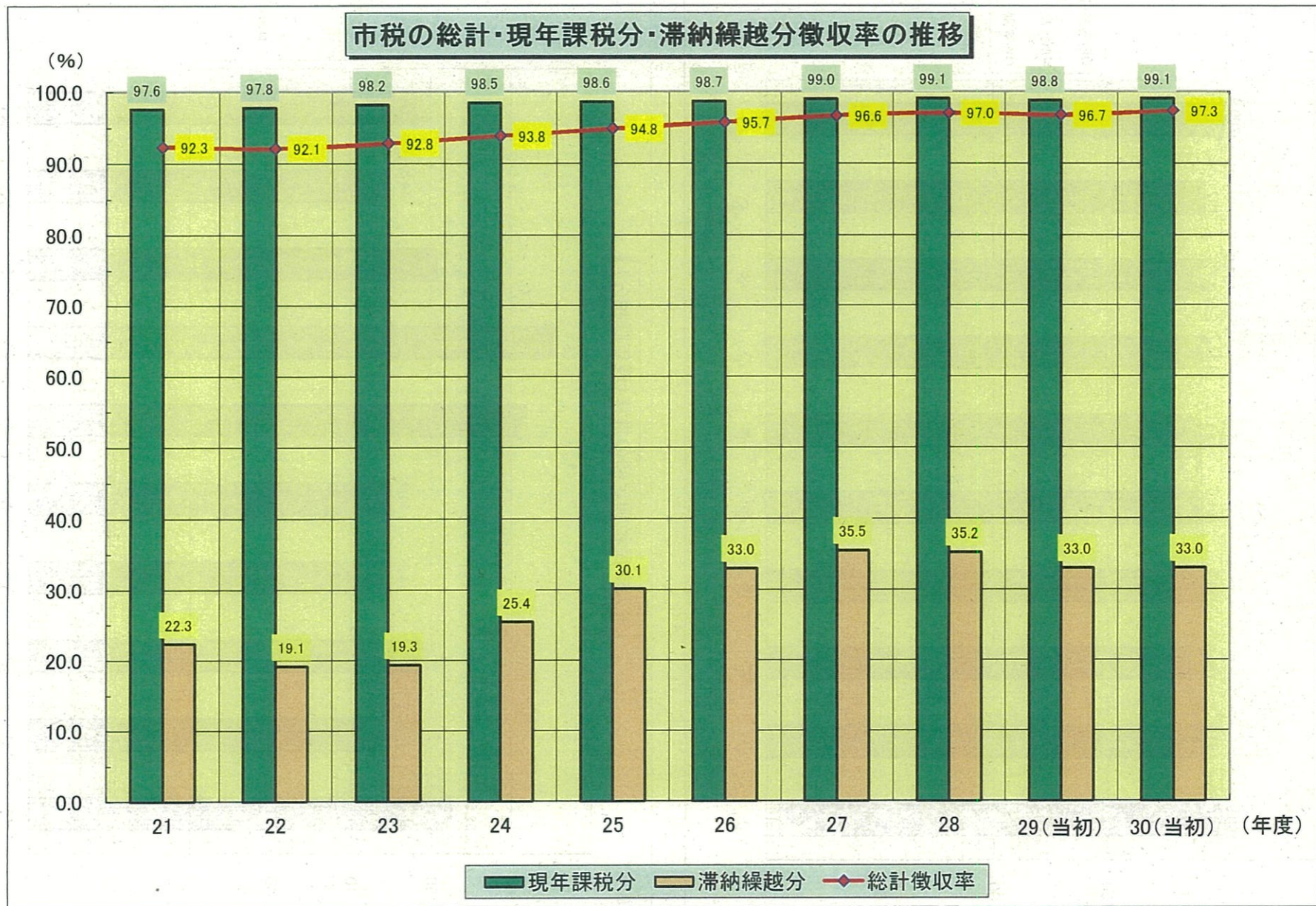


市税収入額の税目別・年度別推移

(億円)



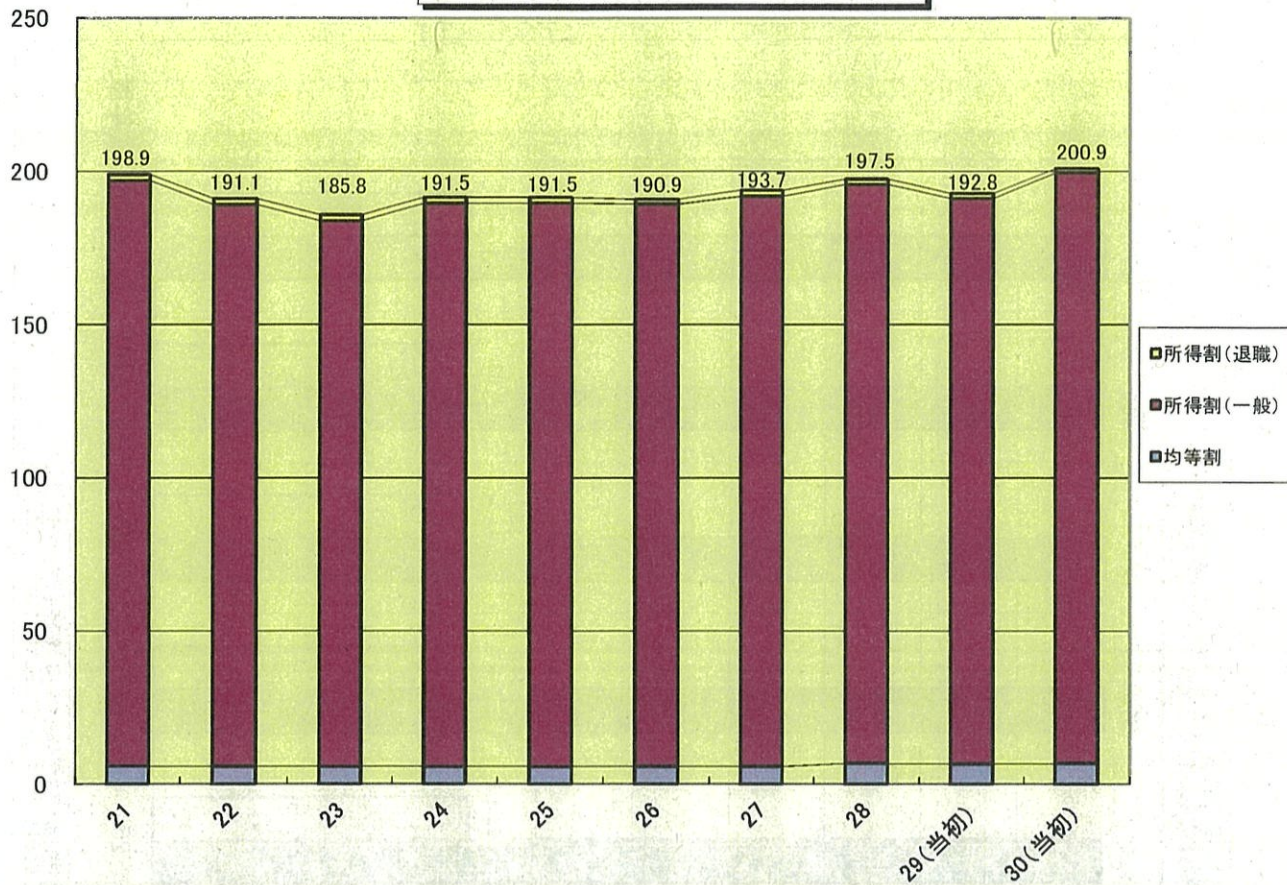






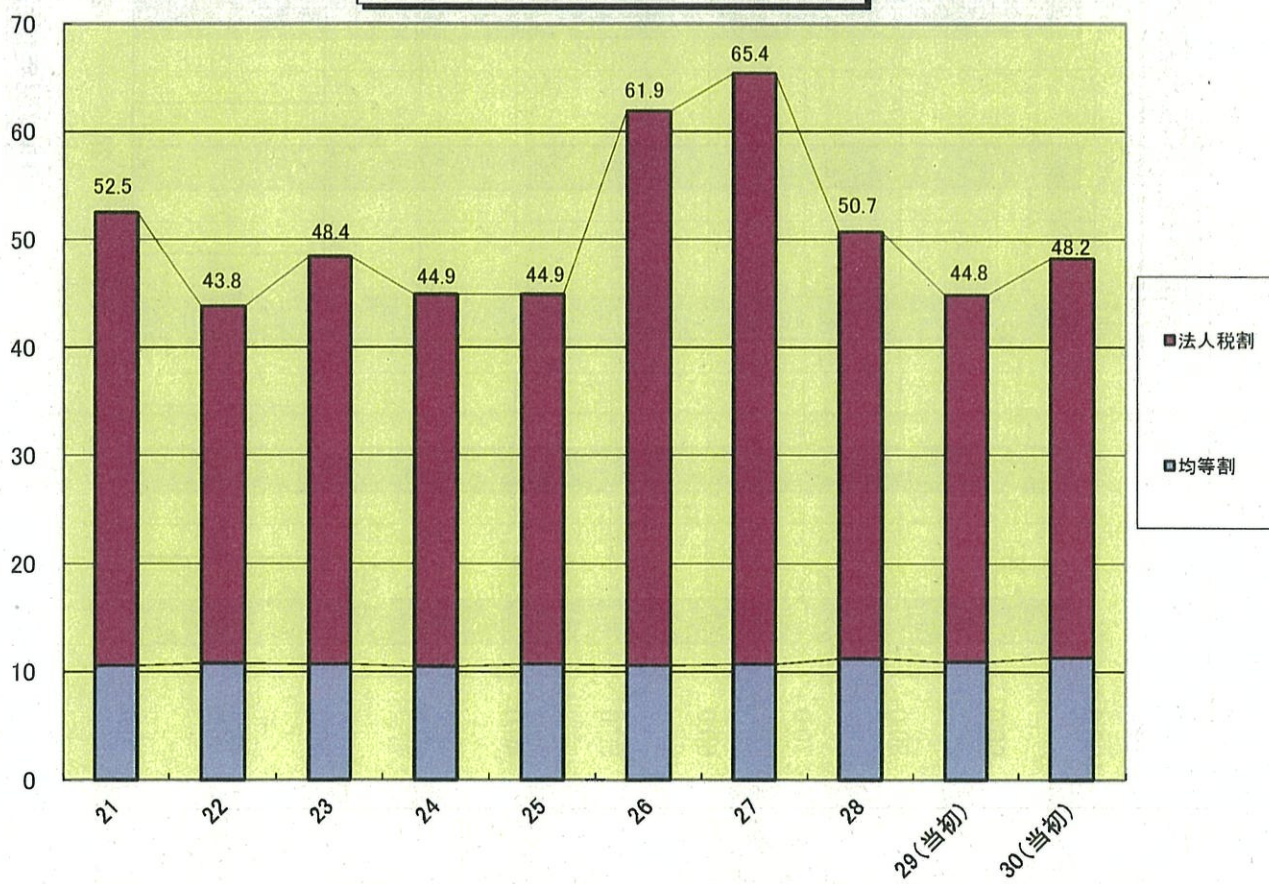
(億円)

個人市民税調定額の推移(現年課税分)



(億円)

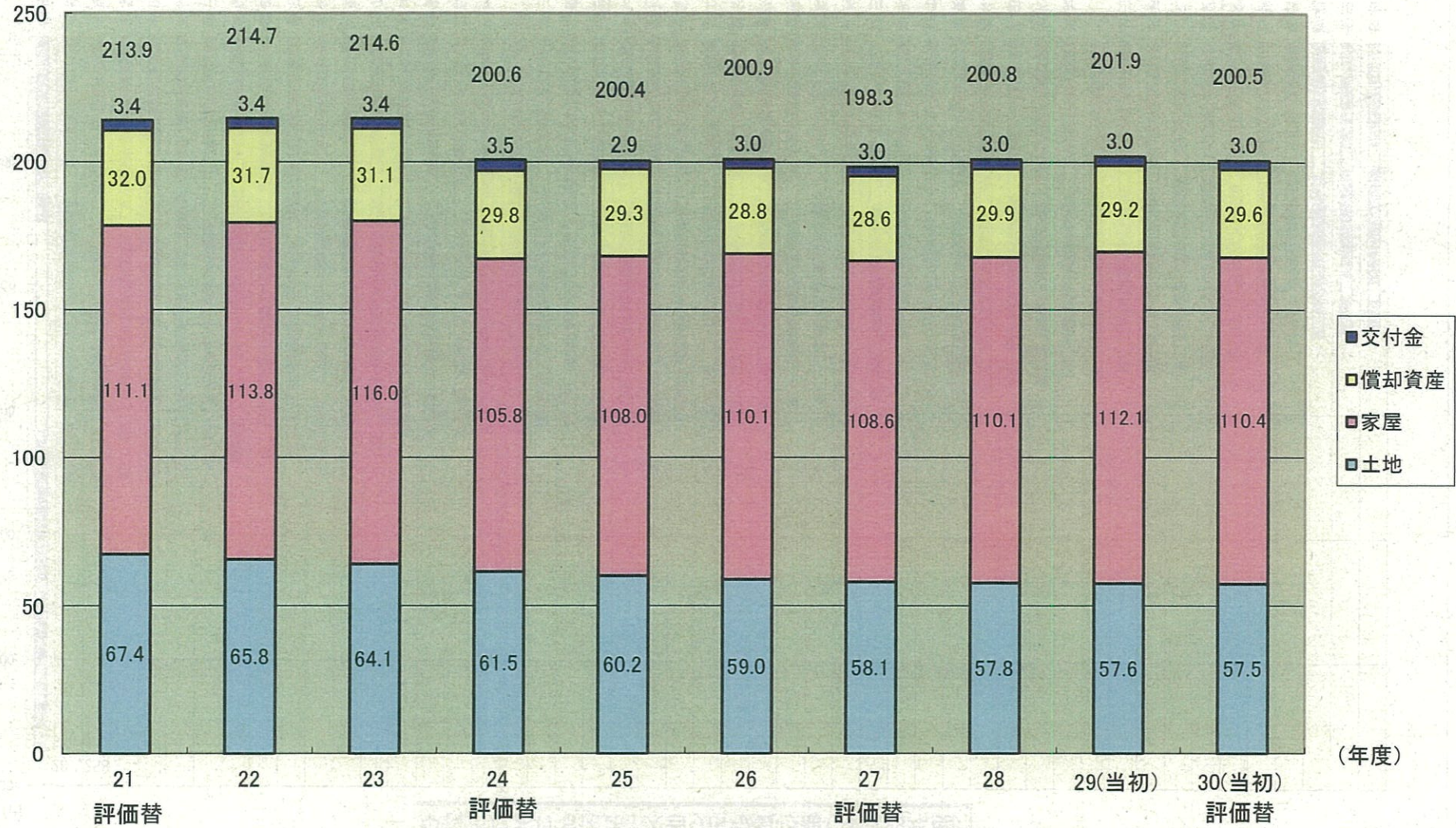
法人市民税調定額の推移(現年課税分)





# 固定資産税最終調定額の推移(現年課税分)

(億円)





中核市における住民1人当り市税負担額(平成28年度)

